

# 児童手当制度はご存知ですか？

## ■支給対象

0歳から15歳(中学校修了前)までのお子さまを養育されている方に支給します。

## ■支給月

6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

## ■届出が必要なとき

- お子さまが増えた、もしくは減った
- 住所や氏名が変わった
- 養育されている方が公務員になった、もしくは公務員でなくなった
- 振込口座が変わった

## ■現況届の提出が不要になります！

令和4年度から毎年6月に提出していたらいた現況届の提出が原則不要になります。

※ただし、離婚協議中の方等は引き続き現況届の提出が必要です。対象の方には、日高町から提出の案内をお送りします。

## ■所得上限額が設定されます

10月分から限度額以上の所得のある方には児童手当が支給されなくなります。

対象となるのは、モデルケースで4人家族の年収が1200万円相当以上の方です。

## ■支給額

		養育されている方の所得が	
		所得制限以下の場合 (月額)	所得制限を超える場合 (月額)
養育されているお子さまが	0~3歳未満	15,000円	5,000円(一律) 令和4年10月支給分から所得上限額を超えた場合は支給されません。
	3歳~小学校修了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	
	中学校	10,000円	

【お問い合わせ】子育て福祉健康課

(☎63・3801)

## 風しん抗体検査・予防接種の 無料期間が3年延長

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は、令和7年3月31日までの3年間に限り、風しんの抗体検査を無料で受けることができます。

風しんの抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は、無料で予防接種を受けることができます。

対象となる方にはクーポン券を郵送しております。

【お問い合わせ】子育て福祉健康課(☎63・3801)

# 風しん予防接種の費用を助成します

妊婦、とくに妊娠初期の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんが、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気があるなど「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

予防のためには、妊娠する可能性のある女性は事前に予防接種を受けておくことが大切です。また、配偶者の方も風しんを発症しないよう注意しておく必要があります。

日高町では、妊娠を希望している女性と、妊婦または妊娠を希望する女性の配偶者への風しん予防接種または麻しん・風しん混合予防接種の費用を助成します。

## ■対象者

日高町に住所を有する方で、下記の事項に該当する方

- 19歳～49歳の妊娠を希望している女性  
※接種を希望する方は、妊娠していない時期に接種し、接種後2か月間は妊娠を避ける必要があります。
- 妊婦または妊娠を希望する女性の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含む)

## ■助成方法

### ●助成券の発行による助成

子育て福祉健康課へ申請して無料接種券・予診票の交付を受けてください。次に、医療機関に予約し、それらを持参して接種を受けてください。

### ◇申請に必要なもの

妊娠している女性の夫の場合、母子健康手帳

### ●償還払いによる助成

無料接種券なしに接種した場合、後日接種費用をお支払いします。

必要書類をご持参の上、子育て福祉健康課へ費用の償還を申請してください。

### ◇申請に必要なもの

領収書・接種済証・振込先の通帳(妊娠している女性の場合、母子健康手帳)

## ■助成期間

令和5年3月31日まで



# 日本脳炎予防接種について

これまで供給が不足していた日本脳炎ワクチンの供給が再開されましたので、接種をお待ちいただいていた方へのご案内を再開いたします。

## ★令和4年度にご案内する対象者

	対象者
1期初回	生後6か月以降
1期追加	H29年4月2日～H30年4月1日(年中) H28年4月2日～H29年4月1日(年長)
2期	H24年4月2日～H25年4月1日(小4) H23年4月2日～H24年4月1日(小5)



【お問い合わせ】子育て福祉健康課  
(☎63・3801)